

令和 5 年 3 月 7 日
財務省関東財務局

第 2 7 4 回国有財産関東地方審議会の開催結果について

本日、「国有財産関東地方審議会（上條正仁 会長）」が関東財務局長の諮問を受けて開催されました。

審議の結果、下記諮問事項について、諮問のとおり処理することを適当と認める答申がなされました。

記

第 1 諮問

東京都渋谷区神宮前 3 丁目に所在する国有地の利用方針について

所在地 東京都渋谷区神宮前 3 丁目 18 番 1

区 分 土 地

数 量 1,451 m²

利用方針	相手方	利用計画	処理区分	用途 指定期間
特別養護老人 ホーム等	渋谷区が公募 により選定す る事業者	特別養護老人ホーム 及びデイサービス 敷地	一般定期借地 50 年 減額貸付 (当初 10 年) 時価貸付 (40 年)	貸付期間中

(参考)

本財産は、平成 2 9 年 3 月に独立行政法人国立印刷局から国庫納付された宿舎跡地で、令和元年 1 2 月に留保財産※に決定したものです。

今後は、利用方針に基づき、令和 8 年 1 1 月頃の特別養護老人ホーム等の開設に向け、所要の処理を進めていきます。

※留保財産とは、有用性が高く希少な国有地について、将来世代におけるニーズへの対応のため、「留保財産」として所有権を留保しつつ、地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けを行う財産。

第2 諮問

留保財産の選定について

所在地	面積 (㎡)
東京都渋谷区上原 1 丁目 1373 番 2	1,243.99

(参考)

本財産は、令和4年3月に衆議院事務局から引き受けた衆議院法制局分室跡地です。

本財産は、位置・規模等から有用性、希少性が認められることから、「関東財務局における留保財産の選定基準」に則り、留保財産に選定するものです。

今後は、利用方針策定に向け手続きを進めていきます。

【本件に関するお問合せ先】

財務省関東財務局

管財第1部管財総括第1課 こはた 木幡

TEL 048-600-1168 (ダイヤルイン)

〔国有財産地方審議会〕

国有財産の管理及び処分に関する事案の中には、その処理の方向について強い関心がもたれるものがあり、これらの事案については、国有財産管理処分機関のみの判断によることなく、広く民間有識者の意見を聴いて処理するため、国有財産法第9条の2、3、4に基づき各財務局に設置されている国有財産地方審議会に諮問し、その調査審議を経ることとされています。

国有財産関東地方審議会委員名簿

氏 名	職 名
井 岡 智 子	(一財)消費科学センター 理事
上 條 正 仁	(一社)埼玉県経営者協会 名誉会長
金 野 美奈子	東京女子大学現代教養学部 教授
斉 木 正 人	不動産鑑定士
澤 野 正 明	弁護士
竹 内 康	東京農業大学地域環境科学部地域創成科学科 教授
田 中 千 恵	(福)東京都社会福祉協議会 福祉部長
湊 元 良 明	東京商工会議所 理事・事務局長
西 尾 京 介	(株)ユニークエディションズ 代表取締役
長谷川 秀 行	(株)産経新聞社 論説副委員長
平 田 京 子	日本女子大学家政学部住居学科 教授
藤 倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群 教授

(敬称略、五十音順)

※ 国有財産法（抜粋）
（昭和二十三年六月三十日法律第七十三号）

（国有財産地方審議会）
第九条の二 財務局ごとに、国有財産地方審議会（以下「地方審議会」という。）を置く。

第九条の三 地方審議会は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し財務局長に意見を述べることができる。

2 地方審議会は、前項に規定するもののほか、第二十八条の二第二項、第二十八条の四及び第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議する。

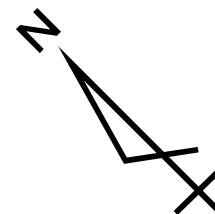
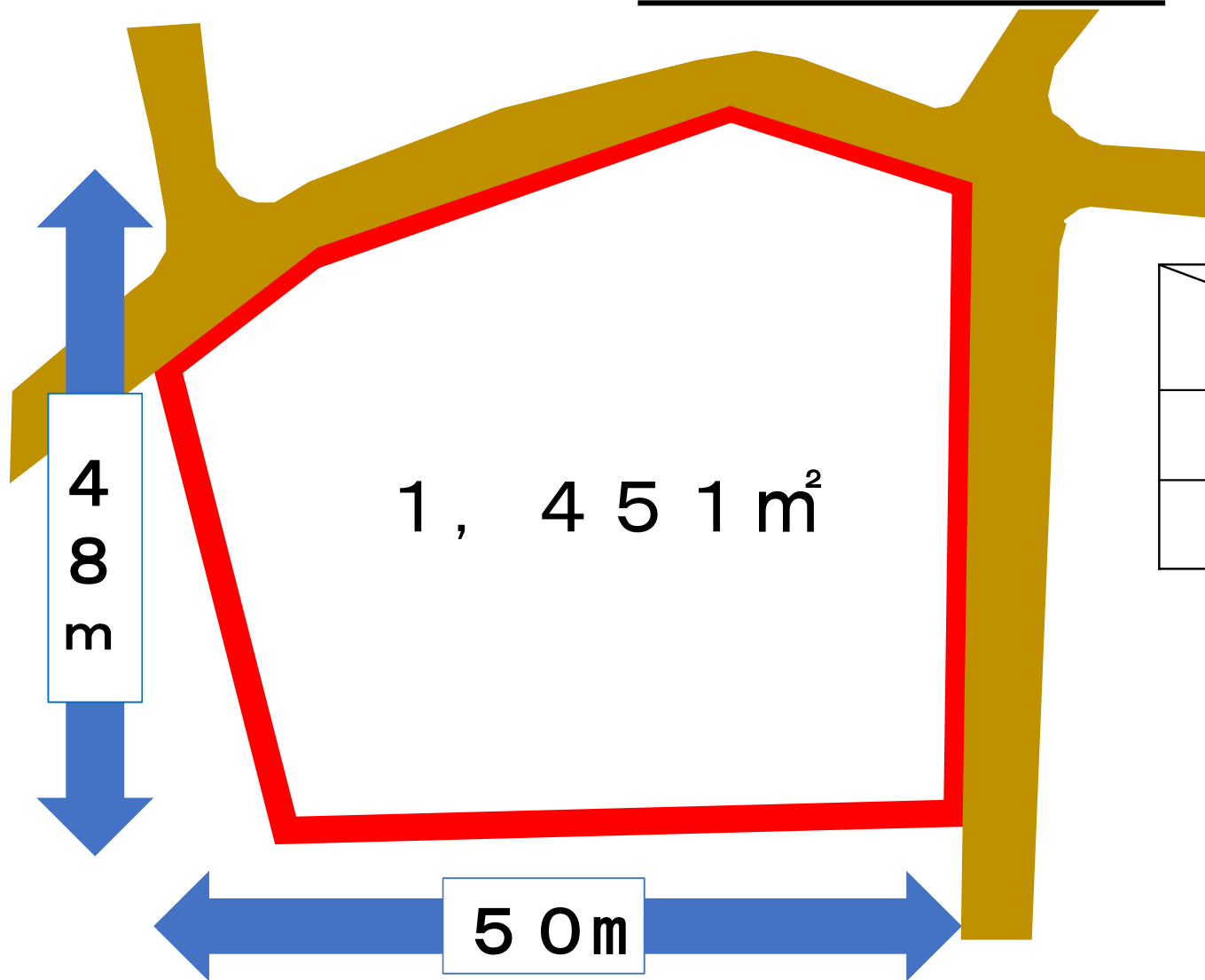
第九条の四 前条に定めるもののほか、地方審議会の組織及び委員その他の職員その他地方審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

案 内 図

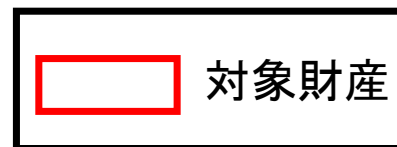


第1 諮問

現 況 図

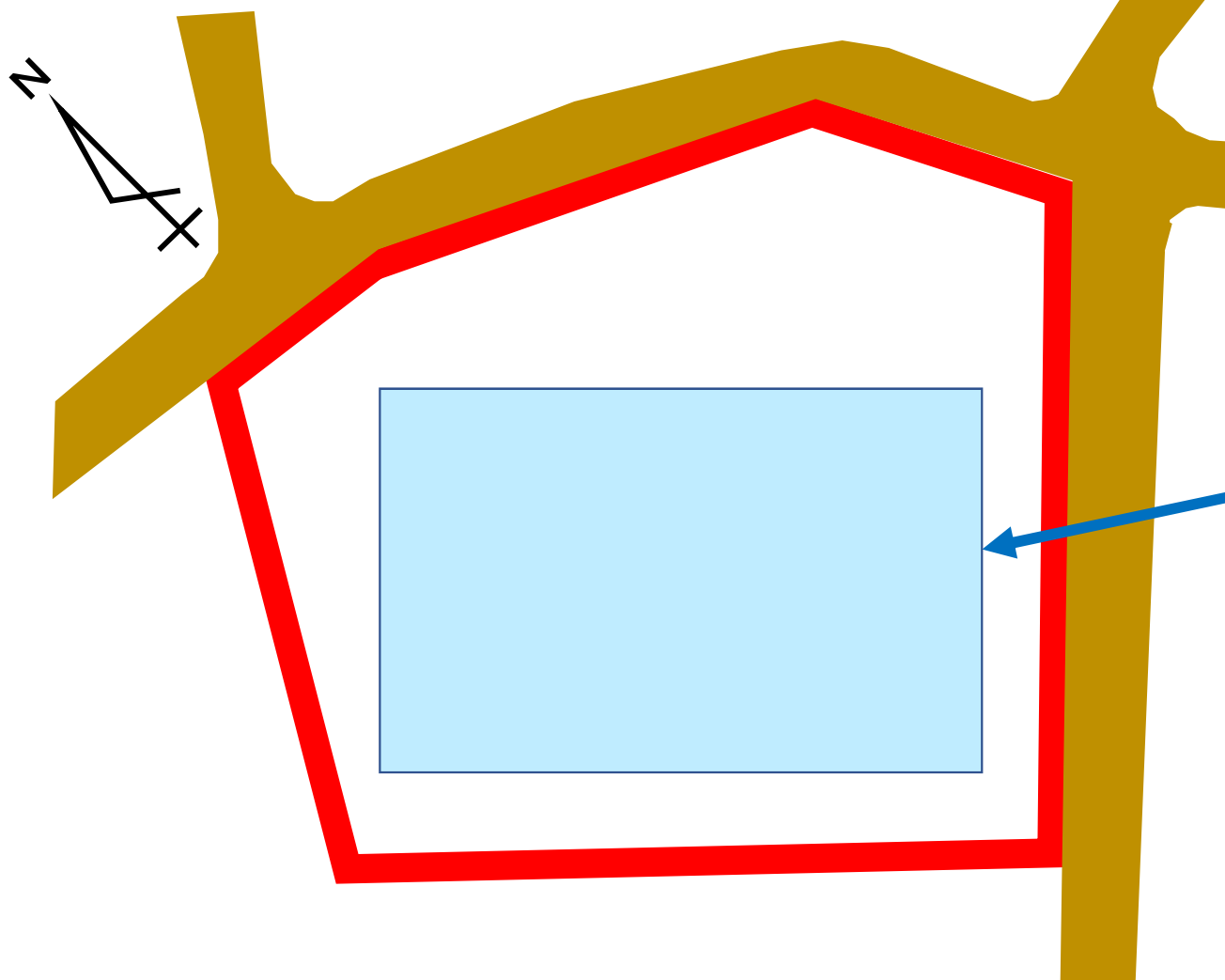


	第一種中高層 住居専用地域
建ぺい率	60%
容積率	200%



第1 諮問

活用イメージ



延床面積 約2,600㎡
鉄筋コンクリート造
地上3階地下1階建て

特別養護
老人ホーム

定員60名以上

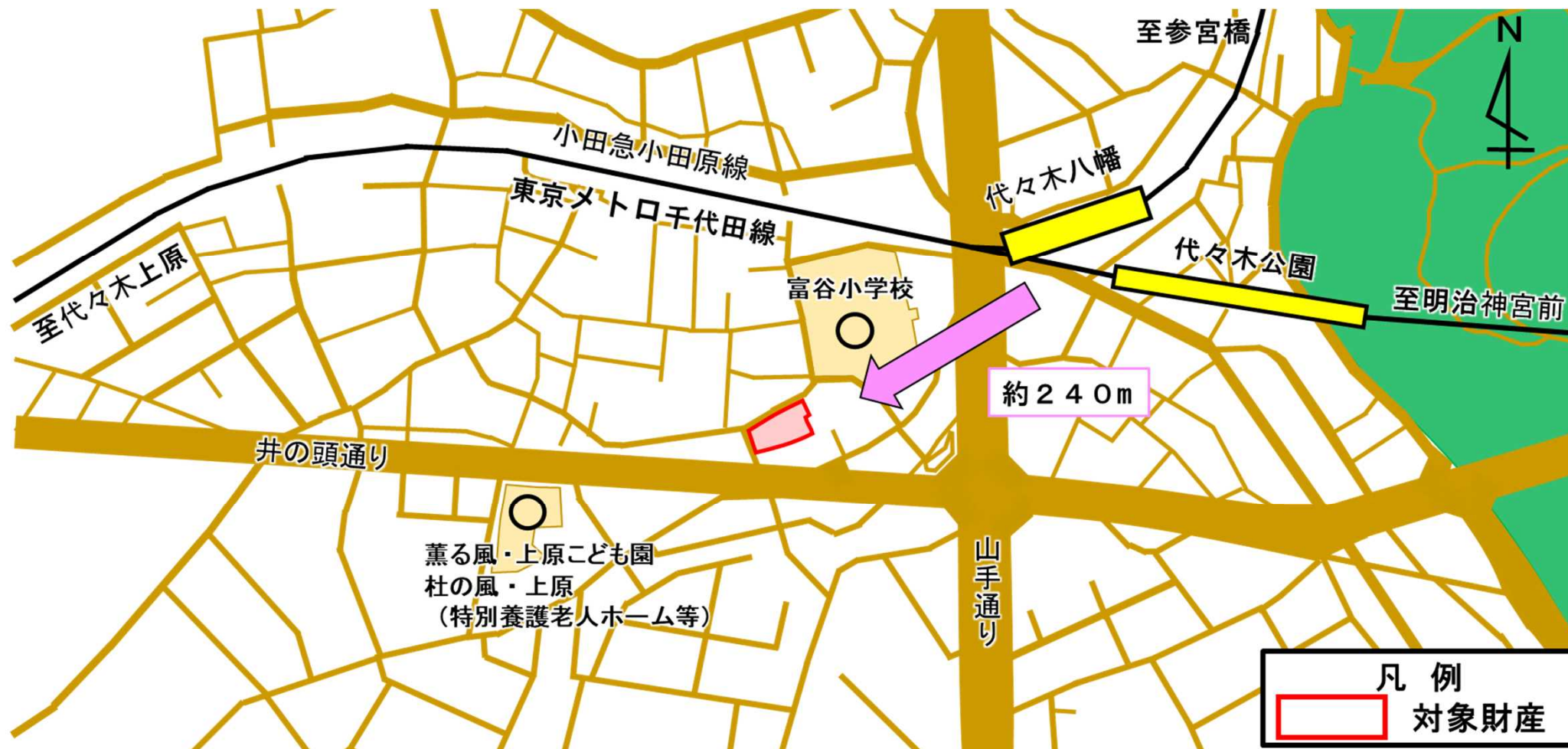
デイサービス
〔うち認知症
デイサービス〕

定員54名
(うち12名)

 対象財産

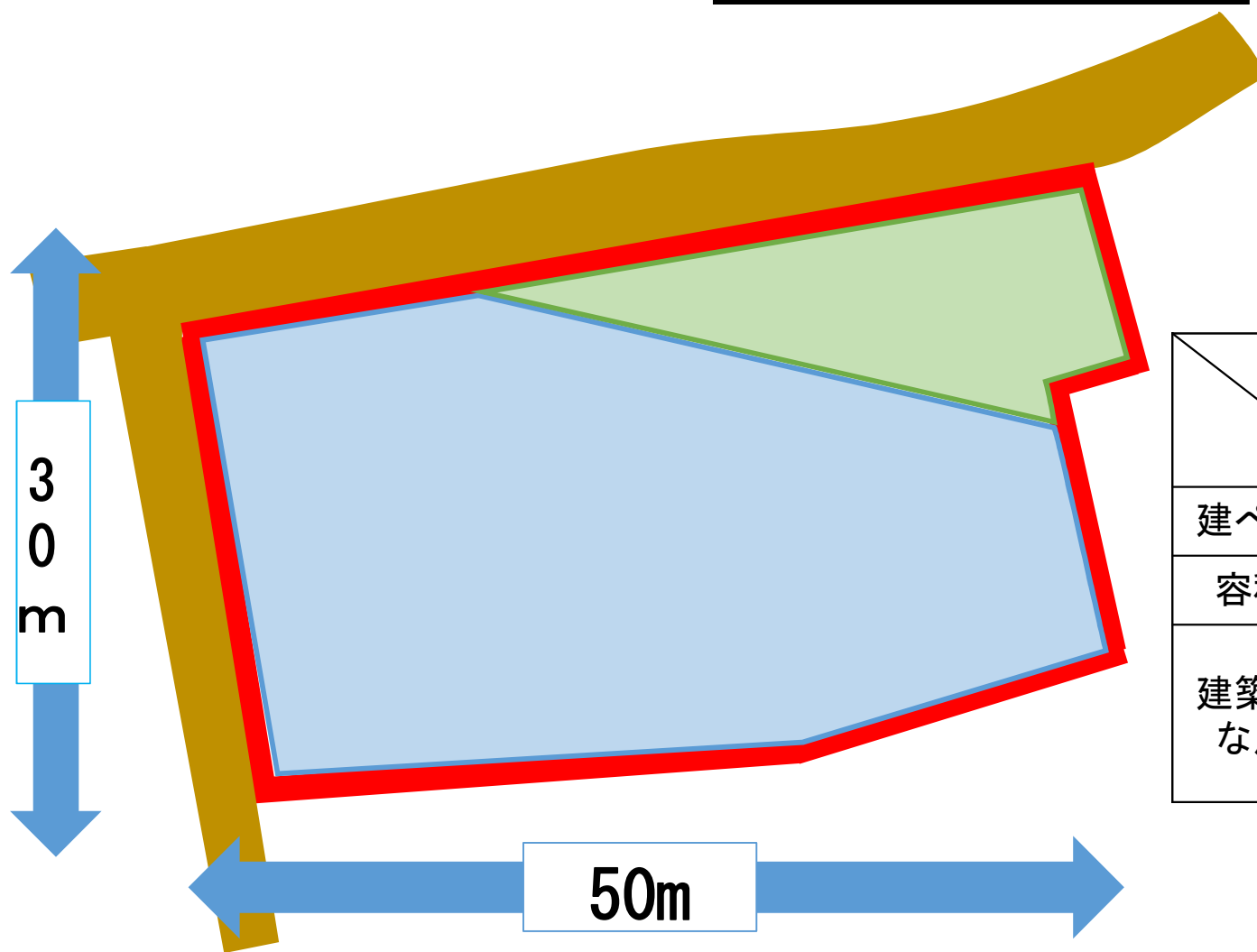
第2諮問

案内図



第2 諮問

現 況 図



	近隣商業 地域	第二種中高層 住居専用地域
建ぺい率	80%	60%
容積率	300%	300%
建築可能 な用途	保育所、老人ホーム等公共施設、 店舗・事務所	保育所、老人ホーム等公共施設、 1,500㎡以下の 店舗

対象財産